

令和8年度狩猟免許試験（夏季）実施要領

1 試験日時等

日 付	時 間	会 場	種 目	申請期間
令和8年 8月29日 (土)	午前9時～12時30分	香川県庁 北館	わな猟	令和8年 7月1日(水) ～7月29日(水) (消印有効)
	午後1時30分～5時		第一種銃猟 第二種銃猟	
8月30日 (日)	午前9時～12時30分		わな猟	
	午後1時30分～5時		第一種銃猟 第二種銃猟 網猟	
8月31日 (月)	午前9時～12時30分		わな猟	

- (1) 試験当日の会場受付は、**各回開始時間 30 分前から行う予定です。開始時間までに受付を済ませてください。遅れた場合、受験をお断りします。**
- (2) 試験の終了時間は目安です。試験の進行状況等により前後する場合があります。
- (3) **各回定員は 35 名**です。定員を超えた場合は、その他の試験日での受験をお願いする場合がございます。また、すべての回が定員となった場合は受験ができません。

2 受験資格

香川県内に住所を有し、次のいずれにも該当しない方。

- (1) 狩猟免許試験の日に網猟免許及びわな猟免許にあつては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては 20 歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- ①統合失調症
 - ②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - ④その他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者

3 手続き

(1) 提出書類（以下「申請書等」という。）

①狩猟免許申請書（紙申請の場合のみ）

所定の申請書に黒インク又は黒のボールペンで記入し、以下の金額に相当する香川県収入証紙を所定欄に貼付してください。（消印をしないこと）

・現在、有効な狩猟免許を有しない方（初心者）は、**1種類につき 5,200 円**

・現に有効な狩猟免許を有する方（一部免除者）は、**1種類につき 3,900 円**

※なお、小豆島を除く島しょ部に住所を有する方が郵送等により提出する場合は、それぞれ相当する額面の郵便為替を同封することによる納付を認めます。

②医師の診断書の原本（コピー不可）又は猟銃・空気銃所持許可証の写し

医師の診断書の場合は、「2 受験資格」の(2)から(4)のいずれにも該当しないことを証するものであって、原則として申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。なお、病院や診療所についての指定はありません。また、診断書の様式は問いません。

③狩猟免許試験受験票

所定様式に必要事項を記入し、切らずに提出してください。

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のタテ 3.0cm、ヨコ 2.4cm の写真の裏面に氏名を記入し、所定の欄に貼付してください。

(2) 申請方法

①紙申請

令和8年7月1日（水）から7月29日（水）の間に、申請書等を香川県環境森林部みどり保全課に持参または郵送（簡易書留）により提出してください。

②電子申請

令和8年7月1日（水）から7月29日（水）の間に、「香川県電子申請・届出システム」により申請を行い、医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写しと狩猟免許試験受験票を持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

※郵送の場合は、受付期間末日までの消印有効とし、それ以降のものは受け付けません。なお、2人以上の申請書等を同封する場合は、封筒の裏に申請者全員の氏名を連記してください。

※持参される場合の受付時間は、午前8時30分から11時30分、午後1時から4時30分までとし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

(3) 提出先・問合せ先

申請書等提出先 問合せ先	〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部みどり保全課 鳥獣対策・野生生物グループ 電話：087-832-3212 (郵送による場合は、「狩猟免許申請書在中」と朱書きすること。)
-----------------	---

(4) 受験票について

申請書等を受理し、受験資格を有することを確認した上で、試験開始10日前を目途に狩猟免許試験受験票を申請者あてに送付しますので、試験当日に必ず持参してください。

令和8年8月24日（月）までに受験票が届かない場合は、速やかにみどり保全課に連絡してください。

4 試験方法

(1) 試験科目

適正試験	①視力（矯正視力含む） ＜わな猟＞ 両眼で 0.5 以上であること。ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。 ＜第一種銃猟及び第二種銃猟＞ 両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼で 0.3 以上であること。ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない方及び一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。 ②聴力（補聴器で矯正された聴力を含む） 10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえる程度の聴力 ③運動能力 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害のある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
知識試験 (3 択問題)	①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等に関するもの ②猟具に関するもの ③鳥獣に関するもの ④鳥獣の保護及び管理に関するもの
技能試験	①猟具の判別及び架設（わな猟） ②猟具の取扱い及び距離の目測（銃猟） ③鳥獣の判別（わな猟については獣類のみ）

※ 試験当日において、他の種類の狩猟免許の交付を受けている方については、知識試験のうち、猟具に関するもの以外を免除します。

※ 適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった方は、技能試験を受験できません。

※ 技能試験は知識試験の結果発表後に知識試験合格者に対して受験番号順で行います。技能試験終了までは試験会場から外に出ることはできません。

※ 運動能力の判定に当たっては、歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動を行います。

(2) 合格発表

最終の合格発表・狩猟免状の交付は、試験当日には行いません。合格者については狩猟免状の送付をもって、また不合格者については、その旨を記載した書面の送付をもって代えさせていただきます。

5 その他注意事項等

- (1) 既納の申請手数料は、天災等のやむを得ない事由を除き返還しません。
- (2) この試験の詳細については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び同法施行規則を参照してください。なお、手続き等で不明な点は、香川県環境森林部みどり保全課までお問い合わせください。
- (3) 試験当日の電話照会はお受けできません。
- (4) できるだけ公共交通機関を利用して来場してください。(県庁周辺には、無料の駐車場はありません。また、8月29日、8月30日は県庁地下駐車場を利用できません。)
- (5) 試験当日は、受験票と筆記用具を必ずお持ちください。また、適性試験の際に必要な方は眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及び補助具等をお持ちください。
- (6) 試験当日は、会場には受験者のみ入場できます。なお、受験者以外の方の控室は準備しておりません。
- (7) 医師の診断書については、かかりつけ医等の任意の病院で診断を受けて作成してください。また、診断書作成後に狩猟免許試験を受けられなくなった場合は、特段の記載が無い場合は次回の狩猟免許試験には使用できません。
- (8) マスク着用は個人の判断でお願いします。なお、試験時間中の写真照合の際に、試験委員がマスクを一時的に外すよう指示する場合があります。
- (9) 香川県の狩猟免許試験は外国語受験の対応をしておりません。
- (10) 試験室及び控室内では、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末等の**すべての電子機器類の使用を認めません**。また、計時機能以外の機能がある時計(スマートウォッチ等)の試験場内の持込みも禁止しています。携帯電話を時計代わりに使用することも認めていませんので、ご注意ください。
- (11) この試験の結果については、合格発表の日から1か月の間、香川県環境森林部みどり保全課において、適性試験の可否、知識試験の得点及び技能試験の減点について、口頭により開示請求をすることができます。ただし、受験者本人に限ります。
- (12) 狩猟免許を取得し、猟具を所持しただけでは、狩猟はできません。実際に狩猟をするためには、出猟したい都道府県ごとに狩猟者登録を行い、狩猟税を納める必要があります。

6 予備講習会について

一般社団法人香川県猟友会の主催で、これから狩猟免許を取得される方を対象とした「狩猟免許試験予備講習会」が開催されます。詳細につきましては、一般社団法人香川県猟友会に直接お問い合わせください。

予備講習会に関する 問合せ先	〒761-8084 高松市一宮町 847-21 一般社団法人 香川県猟友会 電話・FAX : 087-831-6920・087-884-3801 E-mail : kagawa-ryoyu@forest.ocn.ne.jp
-------------------	--